

監警暴官ニ於テ予論ノ中止ヲ命ジタルニ場内不穏ノ  
凶暴トナリタルヲ以テ午後八時集会ノ解散ヲ命  
兩小陽造外ニ名ヲ一持テ所轄被込署ニ検束セリ  
一請願者ノ動靜

既報長屋良志ハ去ル二十七日夜工場主ヲ訪ヒ職工用  
一提示セラレタル米ハ米銀ニ對シテ新レ意圖アリ  
一態度依然強硬ニシテ譲歩ノ標標ニテハ  
是也セリ

石 又由 (三) 報 候 也

別記

大議文

我カ荏原地方工場代表者今議ハ今田の松岡幸藏國ニ絶對應接シ極  
閑工場全下職ト對シテ有テ要求するものがある。  
今幸藏國ハ意圖を排して模稜幾處の雁ノ首ニ至リ、松岡並ニ眞鉄に  
對して決死的闘争の過程を過程としてつこう。  
其ノ時、貴工場幸藏松岡の世帯ニセする幸一は少く共至幸勞働者階  
級ノ階級を妨げらるものあり、松岡全後兼負を以て職死の心  
底へアケル事である。  
カ、右見地を以て我カ荏原地方工場代表者今議ハ貴工場に對して模  
的模稜するものなり  
右求 議す。

一七二七、一七二五、  
荏原地方工場代表者(會)議